

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第一項の指定をした旨を公示する件等の公布について（通知）

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第一項の指定をした旨を公示する件（令和 6 年厚生労働省告示第 21 号）及び歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令附則第三項に規定する厚生労働大臣が定めるもの（令和 6 年厚生労働省告示第 20 号）については、別添のとおり公布されました。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、関係者等に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

- 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）第 5 条による改正後の歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 17 条の 2 第 1 項の規定により、大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの（以下「共用試験」という。）に合格した歯学生について、法第 17 条の規定にかかわらず、歯科医師の指導監督のもとに一定の歯科医業を行うことができることとしている。
- このことから、共用試験に係る省令を定める必要性を踏まえ、歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべ

き知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和5年厚生労働省令第138号。以下「共用試験省令」という。）を定め、令和6年4月1日から施行することとしている。

- 共用試験省令の規定により、厚生労働大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、共用試験の実施に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、共用試験実施機関として指定することができることとされたことを踏まえ、同機関を指定する。
- また、共用試験省令附則第3項では、同令の施行日前に、大学において歯学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものに合格したものは、本則の規定にかかわらず、法第17条の2第1項の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなすと規定している。
- 以上のことから、共用試験省令附則第3項に規定する厚生労働大臣が定めるものを定める告示を定める。

2. 改正の概要

- 共用試験省令第2条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する共用試験実施機関について公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構を指定したことを、同令第8条の規定により公示するもの。
- 共用試験省令附則第3項に規定する厚生労働大臣が定めるものについて、次の内容を定める告示を定める。
 - ・ 共用試験省令の施行前に公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定による認定を受ける前の社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構を含む。）が実施した、大学において歯学を専攻する学生であって当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験。

3. 適用期日

- 令和6年4月1日

以上

○厚生労働省告示第二十一号

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和五年厚生労働省令第百三十八号）第二条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する機関について次に掲げる法人を指定したので、同令第八条の規定により公示する。

令和六年一月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構	東京都文京区湯島一丁目九番十五号	令和五年十二月二十七日

○厚生労働省告示第二十号

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和五年厚生労働省令第三百三十八号）附則第三項の規定に基づき、歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令附則第三項に規定する厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年一月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令附則第三項に規定する厚生労働大臣が定めるもの

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和五年厚生労働省令第三百三十八号。以下「共用試験省令」という。）附則第三項の規定に基づ

き、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものは、共用試験省令の施行前に公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第四条の規定による認定を受ける前の社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構を含む。）が実施した、大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験とする。